

# 新潟県公民館月報

昭和34年4月1日(毎月1回1日発行)  
発行所 新潟県公民館連絡協議会  
(新潟市寄居町・越後自治会館内)  
発行人 丸山直一郎  
(定価 一部 六円)  
四月号 (74号)

## 社会教育法一部改正法案

### 丸山会長衆議院で公述

社会教育法一部改正法案を審議中の衆議院文教委員会で三月三十一日参考人を招き、その意見を聴取した。出席した参考人は、次の四氏。

- 丸山直一郎(本会々長)……………自民党推薦
  - 井手成三(愛知学院大学教授) 自民党推薦
  - 中島健蔵(評論家)……………社会党推薦
  - 星野安三郎(東京学芸大助教授) 社会党推薦
- この中で本県の丸山会長はただひとりの公民館人として現場の声を率直に述べていた。ここにその大要を紹介する。

### 補助金の

### 禁止条項は不必要

井手成三参考人 社会教育法の一条の解釈の枠内でまかなわれて第十三条と憲法第八十九条との間にある。社教條についてだが、八十九條はマツカ―草案の稿訳といえるもの(団体への補助)で、アイデアはGHQから出たこととは明瞭だ。憲法八十九條は教育要でないの事業に公金その他の公けの財産を支出を禁じている。

社会教育法の十三條は、団体に對する補助を禁じているのだが、これはなくてはならぬ。極度に制限方が余計な副作用を起さないでよかつたと思つてゐる。すなわち必要限度のことは八十九



議事堂を背にした丸山会長

### 問題は

### アワツブ補助金

中島健蔵参考人 私は法律の専門家でもなく、直接社会教育に関係しているものでもないが、全国各地を回つてみたのが社会教育の実情を大つかみに述べてみた。公民館その他のさまの施設の機関は形もとの、役職員もいる。ただ何か発台などがある場合、上からの場合は自発性がなく、下からの場合はそこに意欲がある。そうしたことから、公民館などの設置現準をつくらせてゐるのは懸念といえる。補助金にしても、日本全体が金には非常によわい。すべしつくだらう。しかし、出す金は少なくこれを公平にすれば補助金はアワツブみだりになる。そうするとどうしても重点方針に出なければならず、そこでやはり問題が発生する

### 公民館の充実が念願

丸山直一郎参考人

(詳細は別項を参照)  
われわれは昭和二十七年当時から公民館の義務設置、社会教育の主導の必置制をとなしてきた。できれば単独立法で実現してもらいたかつたが、とりあえず社会教育法改正で実現してもらつたのはうれし。ただ残念なことは公民館主事を任

### 社教団体は

### 不当な支配受く

星野安三郎参考人 十三條の立法の趣旨は、制定当時の文部省のもし社会教育団体が補助金をうけ柴沼社会教育局長は、補助金を与えるようなことになると、不当な支配財政面から拘束することがないよう配をけりけるを得なくなり、社会

目次

- 各参考人との質疑応答……………P 3
- 丸山参考人の公述……………P 4・5
- 公民館職員の実況……………P 6・7
- 公民館訪問……………P 6・7

### 衆議院参考人との質疑応答

第一面にて報告したとおり、参考人は、それぞれの立場からその意見を述べたが、その後各委員との間に質疑応答が行われ、本会々長丸山氏は、朝の十時から午後五時まで、その間昼休みとして一時間をとっただけという大奮闘ぶりであった。

長谷川保氏(公) 共催という名目でも補助金が出されているといわれるが、それなら社教法を改正する必要はないと思うが。

井手参考人 いろんな方法があるが、共催で出すのはどうも説法が大きい。しかし、補助金を出せる余裕がある以上、十三条を削除して堂々と出した方がいいと思う。

星野参考人 共催というのが公述してはいたが、すでにこのように実際に行なわれているに不当な支配が出てきている。このように知らぬが、共催として出す金は補助金とは思えない。

長谷川氏 憲法八十九条の基本から、そのもとにある社教法十三条自体は削られるべきでないと思ふが。

井手参考人 憲法八十九条では教育の事業への公金支出禁止を規定し、社教法十三条は社会教育団体を補助金を出して補助金を出してはならない。丸山参考人 実際のこととは知らないが、そのようにするのは全く考えられない。現任でも共催という形で実際には補助金を出しているが、これをやめたからといって地方自治団体がどうしてどうして困るかはわからない。

長谷川氏 この法案の公聴会が青年団協議会等の山口浩氏が、自ら分の教育委員会から「あまりいろいろなことには反対する」と社教法一部改正案が通ったとき、補助金を出すべきかと思ふか。

井手参考人 実際のこととは知らないが、そのようにすることが九十九%全部そうではないのならば、これはけしからんと思ふ。しかしそれは法のつくりが悪いというのでは法の内容は補助金を出せるようにしておいてはいいようにかまわない。

丸山参考人 実際のこととは知らないが、そのようにするのは全く考えられない。現任でも共催という形で実際には補助金を出しているが、これをやめたからといって地方自治団体がどうしてどうして困るかはわからない。私のはそのように法を定めて

竹下豊氏(自) 地方の青年団体等が金を集めるようにも集まらず金がなればかりに何もできないといふ実情をどう思うか。

中島参考人 日本は国全体が補助金を出している傾向が強いが、十三条が削除されると、多額の派手な補助金獲得運動が起るであろう。こんな無駄なことはないが、私は現在社会教育団体に対して補助金を出す必要はないと思つてゐる。

山中晋郎氏(社) 憲法八十九条と社教法十三条の関係についてきかえすことになるが、この実質が

らうと社教団体にいま補助金を出すことはよくない。

参考人(井手氏)は、途中退場したが、社教法十三条と憲法八十九条の関係は、法律論でなしに論になつてしまふ。したがってこの場合には、法律論でなしに論になつてしまふ。したがってこの場合には、法律論でなしに論になつてしまふ。

中島参考人 私は法律学者ではないのではつきりとはいえないが、法律論でなしに論になつてしまふ。したがってこの場合には、法律論でなしに論になつてしまふ。

中島参考人 八十九条と十三条の関係は大きいにある。同法に規定する教育は同じでなければならぬ。憲法学者の権威の東大の宮沢教授も、憲法八十九条は学校教育を主とし、社会教育もはいると述べている。

また社会教育局長をしていた寺中権雄氏も、補助禁止規定を社教法に入れたのは、八十九条の規定をさるに背向いなくす

自然休会明けには成立の見込

公民館人には、不満ではあるが、現段階ではやむを得ないとして、その通過を応援してきた社教法一部改正法案は、自民対社会の政治的排拒も思はず難航を余儀なくされ、両党の国会対策委員長間にまで持込まれたり、一方自民党の主流派、反主流派の番茶劇まで飛び出した。そして九日の衆議院本会議で種々、賛成多数で修正可決した。修正点は原案を「四月一日」となっていたのを「公布の日」に改めたもの。

なお同改正案は、ただちに参議院に回送され、今月末の自然休会明け国会で可決成立する見通しである。

四月一日の委員会は、しをはかるためは十分な資料をも、社会党の西村力弥氏が、ち込んで説明を始めた。そして、オ、それは東大の宮沢誠一の著書「社会教育の修正案」を、その趣旨説明は、「とやうに出したが、どうも西村氏もこれをきいて、趣旨説明になつていないので本論にもとまらず、」

佐藤氏が、西村氏は、おかしなことを言つた。これはおかしなことを言つた。これはおかしなことを言つた。これはおかしなことを言つた。

「ちょっと便所に行つてくる」と席を立つたりなどして延々三時間、このほろ提案理由の説明を行なつた。これは自民党委員もカンカンにおこり、「着書そのままだと、委員が討論の結語を発言したあとで自民党の国会対策委員から待たされた。が、かかった。ちやうど委員会が開かれていた時に、両党の国会対策委員が、内閣解決のため話し合いを行なつていたといふわけだが、その最中各教員委員会が採決にはいろうとして、この中で社教の国会対策委員が議院を硬直させ「あらゆる審議に際して」といひ出したため、自民党の増田国会対策委員長自ら文書委員会の部屋にかけつけ「話し合いのすむまで採決を待ってほしい」と要請した。しかし文教委員にしてみれば、これまでも何日間か委員室にくぎつけされ、社教委員のため「引延ばし戦術」にもあつて、この国会対策委員の説明にも耳をかそうとせず「強行採決せよ」と討論が終つていのに採決をやるのはおかしい」とやじが飛び、あけくのは「いまさらどういふことをいふのはけしからぬ。総理の統率力がないから、そのようには総理ならやめる」と反主流派からやじが飛び、増田委員長もホウホウの態で委員室から逃げ出して、そして白井委員長は、このやと問もなく原案を採決、

かかれ、アツという間に動議を提出してしまい、あとになって大憤慨三日の委員会では、自民党側が動議を強行採決したことから、社教委員は出席せず、結局自民党委員だけで開会し審議にはいつた。委員が討論の結語を発言したあとで自民党の国会対策委員から待たされた。が、かかった。ちやうど委員会が開かれていた時に、両党の国会対策委員が、内閣解決のため話し合いを行なつていたといふわけだが、その最中各教員委員会が採決にはいろうとして、この中で社教の国会対策委員が議院を硬直させ「あらゆる審議に際して」といひ出したため、自民党の増田国会対策委員長自ら文書委員会の部屋にかけつけ「話し合いのすむまで採決を待ってほしい」と要請した。しかし文教委員にしてみれば、これまでも何日間か委員室にくぎつけされ、社教委員のため「引延ばし戦術」にもあつて、この国会対策委員の説明にも耳をかそうとせず「強行採決せよ」と討論が終つていのに採決をやるのはおかしい」とやじが飛び、あけくのは「いまさらどういふことをいふのはけしからぬ。総理の統率力がないから、そのようには総理ならやめる」と反主流派からやじが飛び、増田委員長もホウホウの態で委員室から逃げ出して、そして白井委員長は、このやと問もなく原案を採決、

### 一掛引きで難航した社教法

## 衆議院を再び参議院へ

### 自然休会明けには成立の見込

公民館人には、不満ではあるが、現段階ではやむを得ないとして、その通過を応援してきた社教法一部改正法案は、自民対社会の政治的排拒も思はず難航を余儀なくされ、両党の国会対策委員長間にまで持込まれたり、一方自民党の主流派、反主流派の番茶劇まで飛び出した。そして九日の衆議院本会議で種々、賛成多数で修正可決した。修正点は原案を「四月一日」となっていたのを「公布の日」に改めたもの。

なお同改正案は、ただちに参議院に回送され、今月末の自然休会明け国会で可決成立する見通しである。

四月一日の委員会は、しをはかるためは十分な資料をも、社会党の西村力弥氏が、ち込んで説明を始めた。そして、オ、それは東大の宮沢誠一の著書「社会教育の修正案」を、その趣旨説明は、「とやうに出したが、どうも西村氏もこれをきいて、趣旨説明になつていないので本論にもとまらず、」

佐藤氏が、西村氏は、おかしなことを言つた。これはおかしなことを言つた。これはおかしなことを言つた。これはおかしなことを言つた。

「ちょっと便所に行つてくる」と席を立つたりなどして延々三時間、このほろ提案理由の説明を行なつた。これは自民党委員もカンカンにおこり、「着書そのままだと、委員が討論の結語を発言したあとで自民党の国会対策委員から待たされた。が、かかった。ちやうど委員会が開かれていた時に、両党の国会対策委員が、内閣解決のため話し合いを行なつていたといふわけだが、その最中各教員委員会が採決にはいろうとして、この中で社教の国会対策委員が議院を硬直させ「あらゆる審議に際して」といひ出したため、自民党の増田国会対策委員長自ら文書委員会の部屋にかけつけ「話し合いのすむまで採決を待ってほしい」と要請した。しかし文教委員にしてみれば、これまでも何日間か委員室にくぎつけされ、社教委員のため「引延ばし戦術」にもあつて、この国会対策委員の説明にも耳をかそうとせず「強行採決せよ」と討論が終つていのに採決をやるのはおかしい」とやじが飛び、あけくのは「いまさらどういふことをいふのはけしからぬ。総理の統率力がないから、そのようには総理ならやめる」と反主流派からやじが飛び、増田委員長もホウホウの態で委員室から逃げ出して、そして白井委員長は、このやと問もなく原案を採決、

また前述したように、例えは委託料即ち市町村で団体と委託委託の形で行っている姿では委託は補助金ではあるが、意図をもちかえって補助金にする事が出来るものとするならば一刻も早く本法案を言ひ得るでありませう。

更にまた第十二条が現存する以上国及び地方公共団体の不当の統制支配を禁止していることは御承知の通りでありまして、自主性阻害の心配ないという事だけは明確にいひ得ると思つております。

なおこれが憲法との関係につきましては専門家御研究にお譲りしたいと思つております。

### 公民館に關係 深い条項

公民館が戦後新しい社会教育のセンターとして、その構想が発表されましてから今日に至るまでの足跡の上から、現在当面に於ける本問題を考えてという立場で二、三申し上げたいと思つてます。

昭和二十二年七月、文部次官通牒によつて国が設備をすめた公民館は、新しい社会教育は国や地方公共団体が主体となつて国民を教育して行くものではなく、住民自身のもので自主的にすめるべきものであるとの性格を明かにし、その営みの場として公民館を作るべきだとされたのでありまして、施設としての公民館よりも機能の面に重点を置いた構想のもとに決定したものであったことは御承知の通りであります。かゝる施設もつてみることになるも、人をもつて費用もな

- 1、公費をもつて設備され、運営される。
- 2、国費の補助を行う。
- 3、職員を置く。
- 4、運営審議委員会を委嘱する。
- 5、基本的な事業はこれこれである。
- 6、社会教育の施設である。と明かにしているであります。かゝるして各地域々々で社会教育に關心と熱意をもつて居る者がそれぞれ規模を決定してやつて

深まりましたが、公民館関係者は忠実な実践からそれが反省と訴えをもつて、昭和二十七年福島で開かれた第一回全国公民館大会に相集まり、誠意多数の議論として提案し、熱心な討議がなされたのであります。この議論は要約するまでもなく、総てが法改正につながるものと見なされて、私に於ては経路に鑑みまして今回のこの法改正案に対する意見を申し上げてみたいと思つて居ります。

### 丸山(本会々長) 参考人の公述 (全文)

近い将来に公民館主事必置制まで更に一步を進められるよう、御配慮を賜りたいと思つて居ります。

現在公民館を設置する市町村は全国市町村の八六に達し、その施設は年とともに完備したるものも増加してまいつて居りますが、独立專用のもの建物をもつものはわずかにありまして、内新築は殆ど未だにすぎない現状であります。公民館が社会教育活動の中心的施設としての機能を果たすために、すくなくとも必要と認められて居るならば、基準の決定に當つては事前に十分地方の実情を御調査頂き候いと云つて、更に又折角基準が不平等でも起債の確保、並に地及交付税に於ける公民館の整備需要額を増加する等財政的裏付けがございませんと空文になるおそれがありますのでこの点特に御配慮を賜わり候いと云つて居ります。

- 1、職員の待遇の改善
- 2、国費援助の大幅の増額
- 3、物品税、入場税等の免除等であつたと思つて居ります。

### 第一、職員の問題

今公民館主事の職名、職制を定められましては、これは責任の所在を明らかにし、主事を任意制としておられますことは眞に残念であります。図書館において最少限の施設を必要とし、すでに公民館主体で市町村規模にのびた

### 第二、施設運営の基準

分館は法制以前から生れておる分館活動こそ地域住民の自主的な努力体制を助長し、その地域の実情に即した活動が出来ないのであります。今回の法改正により法的根拠を得て増々充実化するものと思つて居ります。

### 第三、分館

以上西見の一部を披瀝したのであります。これを要するに今回の法改正案に対し、公民館の立場に在る者として、今更後に全国公民館関係者の待望して居る。理想案の実現に対して御努力を賜はります。御承知の上申上げ次第でございます。

### 公民館以外の問題点

### 第一、十三条削除

昭和二十七年ごろ思ひますが第一回社会教育主事講習の話し合ひの中に(第十三条は実情に合わない。団体の自主性を阻害しない方法で何と補助金を出せる道はないのか)と討議が交わされた事について居ります。即ちこの案改正の必要はこのころからの問題であつたのであります。然らば現在地方の現状はどうかと言ひます、各自は偽装し実際は出して居ると断言し得るものであります。委託料あるいは共催分金等として公費が支出されて各団体がまたその増額を常に要望している状態でもあります。特に再建

### 第二、社会教育主事

今日社会教育の実施面で、行詰りの声も起きているに於いて、此の設置には賛意を表するものであります。即ち社会教育も相当成長して来、専門化して来ているにも拘らず、依然として現状のままで、はが指導助言が十分行き届き得ない向もある上に、鑑み、専門的技術的な指導助言のサービス強化が必要とされると思はれるからであります。

# 概算から見た県内公民館の職員

## 常勤専任職員259名 (県民1万人に1人の割合)

### 常勤職員を有する館は63%

#### (一) 常勤職員数は増加した

公民館の事業が活発であるが否、さあであったので、個別に検討したかは、その職員の資質または職結果、次のことが判った。

(1) 新潟市が、従来常勤職員としていた四名の嘱託員(辞令回では非常勤専任職員)を非常勤職として取扱っていること。  
従って常勤職員の増加は一層に及びしものであること。

(2) 昨年度報告なく、算と計算していた柏崎市が四名の常勤を新たに追加したこと。  
(3) なお、北魚、刈羽、中魚、新井、面津その他増加していること  
そこで本年度は、ここに掲げた常勤職員個々について一歩進めて研究することとし、十月二日現在をもち、調査した。各都市別職員数は左記において掲載する。

即ち常勤職員が九一名も増加しているのである。これは緩慢どころが、非常な躍進であり、意外である。(第一表)

年 度	常勤職員数	非常勤職員数	計
三三	二九〇	五五六	八四五
三三	三八一	五三二	九一三

#### (二) 常勤職員の数は……

常勤職員の中には、常勤専任と常勤兼任職員とがある。

(1) 常勤専任職員は、文字通りの公民館の仕事に専従し、四大時中公民館の光栄を誇り、責を重く負っている。

#### 施設々備でありながら、その機能を全うしているのは、この種の職員が、その情熱によって活躍をしているからである。

かし何時までも、彼等の犠牲において公民館を運営すべきではない。一口も早く増員して、彼等の過労を救うべきであり、またその方向に向っていることも事実である。

なお、公民館が賑に盛衰したが、低調になったとかの世論も、部には、起きている。こうした非難を受けている公民館を詳細に検討すると、その職員が前記のような情熱もなく、企画や事業に消極的であり、無気力な公務員となっている場合が大部分である。

(2) 常勤兼任職員とは、例えば公民館が地教委(役場)にある場合が多いに併用されている場合で本務は地教委職員であって、兼務として公民館職員をしている者などである。この場合は、常勤ではあるが本務者でなく、いわば補助者である。補助者だけの公民館であってはならないこととは当然であるが、かかる公民館も、また見受けられるのである。

なお、公民館職員を本務として、併せて地教委職員を兼ねている場合は(1)の常勤専任職員に含めて計算したことを記しておく。

#### (第二表)

#### 常勤職員数

	常勤専任者	常勤兼務者	計
館長	八	六	一四
主事	一〇一	四三	一四四
書記	一〇一	三四	一三五
雇	三	一八	三九
その他	一八	三	二一
計	二五九	九四	三五三

この職員数を公民館本館数二五館に比較すると、常勤専任職員及び、常勤兼務者を含めた常勤者は、約一館当り一人、常勤兼務者を有する公民館数は、どうなっているかを見ると、一館当り、四人といえるかを見ることが出来る。

常勤職員(専任、兼務を含む)を有する館数は二五九館で、全体四四名が在る。専任職員として各館に配属され、終日勤務しているものであるが、辞令面では、非常勤嘱託で、正式な市吏員にはなっていない。従って、この調査には該当してないので含めていないことである。(従来の職員調査では含めていた)

次に常勤専任者数二五九名で、県人口二五〇万を除すと、九七〇〇名で、常勤専任職員は約一万人の住民を担当していることになり、学校教育の先生が50、60名の生徒を担当しているに比し(比較すると)倍半が無担である。

#### 関ブ口総会

丸山氏は副会長に  
関野由信越静公連では三月二七・八日千葉県鴨川町で総会を開いた。

総会の議事は三年度決算報告と三四年度予算及び事業計画並びに役員改選、新役員は次のとおり。

- 会長 竹市 文成(群馬)
- 副会長 丸山直一郎(新潟)
- 田中 秀夫(静岡)

なお竹市氏は折柄開会中の衆議院文教委員会に出席、左の如き建議促進と成立方につき陳情書を朗読した。

一、社教法改正法案は公民館関係者の多年の要請であるから速かに成立をはかるよう御配慮願いたい。  
二、起債は三四年度から必ず実現せられた。

多岐方は新井市(十五名)十日

職員数	館 数
15人	1館
9	1
8	2
7	1
6	4
5	7
4	11
3	19
2	33
1	80
計	159

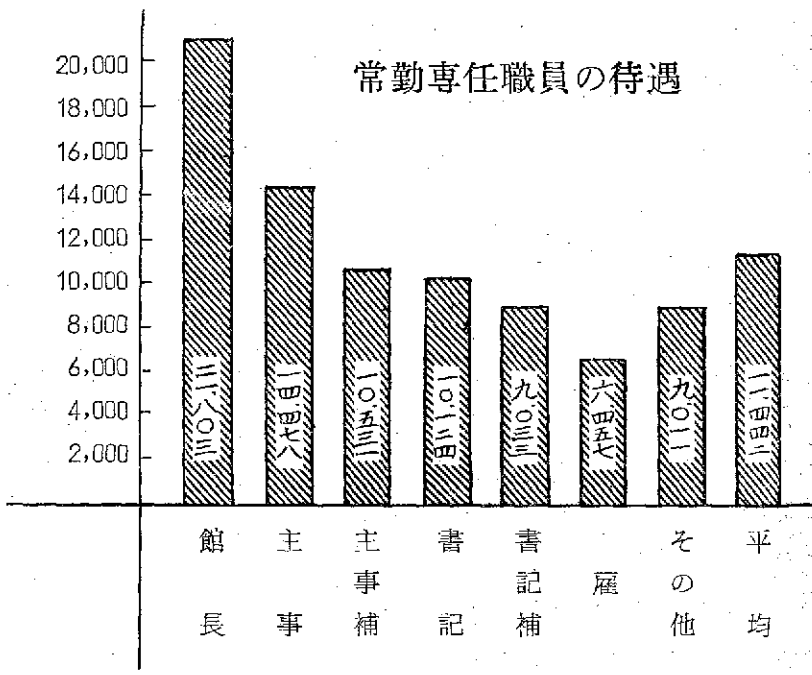
自その待遇は……

常勤専任職員(五九名の平均給)は決して多くはない。手額は、一一、四四二円である。各職種別にみると第四表の通り(第四表)

職名	平均年齢	平均給与額	最高と最低額	人数
館長	58	21,803	32,150—10,800	8
主事	39	14,478	35,575—6,000	90
主事補	30	10,531	15,078—6,504	11
書記	33	10,124	17,441—4,000	92
書記補	27	9,023	12,740—6,230	9
雇	23	6,457	8,870—4,300	31
その他	44	9,011	15,375—5,099	18
平均	33	11,442		259

職名	経験年数											人数
	1年未満	1年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
館長	1		2				1	2	1	1		8
主事	8	10	14	8	5	10	10	8	6	6	5	90
主事補	1	1	3	1	1	2	1	1				11
書記	12	19	10	8	17	6	6	6	5	2	1	92
書記補		2	1	2	4							9
雇	16	7	3	2	1	2						31
その他	2	7	2	2	1	1	2				1	13
計	40	46	35	23	25	25	18	17	13	9	6	259

常勤専任職員の待遇



四その経験年数は……

経験年数を調べてみると上掲の表の通りで、一年及び二年以下の者が二二名、即ち約半数四六%を占めている。一方、五年以上をみると九〇名を占め、約三分の一に当たっている。即ち非常に経験年数の若い者が多いと共に、ベテラン職員も案外に多いのである。

なお、社会教育主事の資格を有する者は、主事で六名、書記及び書記補で各一名、計八名となつておられる。これは社会教育主事講習が本県では唯一回(二六年度)開かれたのみで、その後は開かれておらず、受講の機会に恵まれなかつたものによると考えられる。

職名	人数
館長	2
主事	58
主事補	10
書記	62
書記補	8
雇	12
その他	1
計	153

次に既卒後の免許証の所持者は合計二五三名で、全体の五分の三を占めている。その内訳は次の通りである。

有望になってきた起債 建設費の1/3を 文部省公民館五ヶ年計画

文部省では三十四年から五カ年計画で完成させるとすれば、八年計四億八千九百五十万円の必要があり、このうち三億三千万円を起債でまかなうことと教育法の改正によって、設置基準を昭和三十四年度は二億六千万円を起債でまかなうこととを定める必要から、公民館の整備を行なう必要から、公民館の建設費の三分の一を起債で、大蔵省と折衝中である。このまかなうよう自治庁、大蔵省と折衝を続けている。

自治庁ではほぼ文部省の意向に同意し、大蔵省も近く認める見込みである。これは認める段階にあるため、これが認められた場合は公民館建設の促進に期待される。公民館制度が決定してから約十年で、全国市町村の八割以上が公民館をもち、これを道に於いて地域青少年婦人の社会教育の場として大いに役割を果たしてきた。

自治庁ではほぼ文部省の意向に同意し、大蔵省も近く認める見込みである。これは認める段階にあるため、これが認められた場合は公民館建設の促進に期待される。公民館制度が決定してから約十年で、全国市町村の八割以上が公民館をもち、これを道に於いて地域青少年婦人の社会教育の場として大いに役割を果たしてきた。

しかし手だて整備されていない市町村は全国に四百五十カ所あり、また一応看板をにかけているが図書室や学ばに備わっていないものも少なくない。また起債については地方財政法第五條(一)学校その他の文教施設のうち(三)公民館は千六百二十町村で、公民館は千六百二十町村で、公民館の建設費が三百三十万円の緊急性が優先し、公民館は千五百四十六万平方(十十六千二百坪)を建設しなければならぬ。これを必要な建設費は三億八千九百五十万円で、五カ年計画が必要とされている。

### 交 歓 会

## はかり知れない 収穫を収めて

神奈川県 青年と

二月六日から十日まで、神奈川県、神奈川、せめてもう一日、誰の胸にも  
聖高町の青年団十名が中野山郷あるものを、じっとこらえて別  
村を訪れ、青年会員と胸を叩いて行った。  
いて語り合い幾多の「想い出」と  
「自信」をもち得て  
の交歓会閉じた。  
養日本の青年と養  
日本の青年、同じ二  
月であるのに梅の花  
咲く神奈川に響け  
る北、すい分とかけ  
はなれてはいらるが、  
青年達の血は同じく  
燃えていたし、それ  
だけ値は多かった  
お互いに分るまで  
ロバタを囲んで語り  
い、金魚が会して討  
議し、或は生れ始  
めてのスキ、を樂し  
み合った大日歡迎と分宿、七日、  
場見學とスキ、八日スキ、九  
日青年同連帯の話し合い、終つて  
お別れの夕。

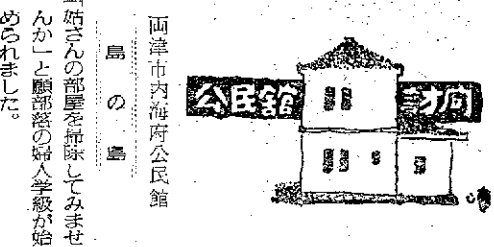


(中野山郷より)

### 農 村 リーダー 講 習 会

南 浦 中 之 島 村 公 民 館

農 研 会 館 中 之 島 村 公 民 館 農 村 に 生 きて 此 際 農 村 への 進 力 と なる べし 若 人 会 対 象 に 講 習 会 を 開 いた 場



両津市内海府公民館  
鳥 の 島  
「おはようございます、掃除しまし、  
といえませんでした」  
「私は、いらんことせんでもええ  
え、とことわられました」  
「私は一度はことわられたが  
やってからは、ありがと」とい  
われました  
こんなことがき  
っかけで部落に、  
清掃の日が十五  
日と決まるように  
なりました。時  
には下水のくみあけ  
道路の修理なども  
婦人学級の二つよ  
してやっています  
うです。  
真更川では部落  
に水槽があります  
ここで洗濯も、野  
菜洗いも一掃た  
たのですが、婦人学級で問題にとモデル婦人学級として、話しあ  
りあげ、しきのをもつて別々に活動できるようにおしするるか  
りました。こんなことが、おやじ  
と真更川に取りこんでおりました  
さんたち婦人学級のまをまと  
めさせていました。  
北郷島では、訪問集会がすめ  
られて  
います  
ので、  
婦人学  
級も訪  
問集会  
と呼びますが、ここは島の島と  
的なや  
もいつた所です。  
り方が  
この三  
つの地  
区は、  
内海府  
公民館  
取り入  
の分館  
として  
それぞ  
れ活発  
にうご  
かして  
います  
。公民館  
では南  
津教養  
会との  
協力  
を得て  
、婦人  
学級を  
育てる  
ことに  
一  
生懸命  
になっ  
ていま  
す。  
(佐藤・島)

### 全 国 公 民 館 大 会 は

## 六月十七・八・九日

三十四年度全国公民館大会は全  
公建評議員会において石川県小松  
市において開催することを決定し  
多数の参加を希望している。  
期日 六月十七日よりの三日間  
場所 石川県小松市



願部落の道路修理 (願婦人学級)  
願婦人学級の皆さんが、町村合併の時相川町から分町  
として、両津市に合併したところで  
す。ここは陸でも交通の便が一  
番悪い所で、へき地をよく陸の島  
と呼びますが、ここは島の島と  
的なや  
もいつた所です。  
り方が  
この三  
つの地  
区は、  
内海府  
公民館  
取り入  
の分館  
として  
それぞ  
れ活発  
にうご  
かして  
います  
。公民館  
では南  
津教養  
会との  
協力  
を得て  
、婦人  
学級を  
育てる  
ことに  
一  
生懸命  
になっ  
ていま  
す。  
(佐藤・島)



水漕のしきり作業 (両津市真更川婦人学級)

神社統合で公民館

佐渡郡畑野村公民館

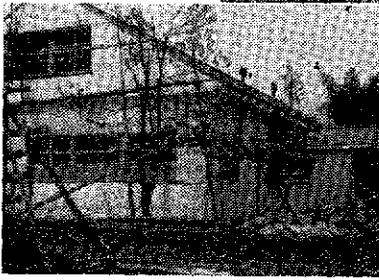
二月十七日、大間七間、一部吉の一端を発表して大きな経路を三階の小倉分館が落成式をあげま



分館長の元田正夫さんが、畑野公民館建設委員会・青年団和会

(左) 挨拶をのべる佐渡郡公民館協議会長 藤原健氏

(下) 新築なった畑野村小倉分館



神社統合・農地問題等の難題の解決の上に建設されたのです。畑野村公民館十周年記念大会と共に、佐渡郡公民館協議会では、中部地区公民館研究会を併せて持

体験発表大会

青年学級の友が集って

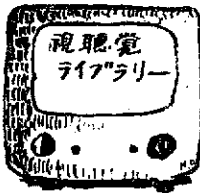
三条市公民館

恒例の三条市青年学級大会が、去る三月五日三条市公民館において、青年学級生約一五〇名の発表

一位 井栗 北沢哲郎 青年学級の二年に教えられたもの 二位 井栗 佐藤伊久夫 農家経済の一考察

婦人会が10万円を寄託 黒埼村公民館の新築陳情

黒埼村婦人会は、黒埼村公民館が、いつまでも併設公民館であることを要している



高校職業指導、技能を身につけることは社会生活に必要なことである。正しい段階と順序を

佐藤嘉市氏栄転 本県の視聴覚教育は徳島からも注目されている。先進県と全国的に認められている。

当日の会場



新着フィルム ①農村の病氣・3巻・30分、成事の意味と得割をえがいたもの

その原動力となり、卓抜な企画と情熱をもって、数多くの功績を残された佐藤氏は今回の移動中、西蒲原郡和納村小学校をたぎ

